

<2面>

- ・市職労 若い世代の交流会
- ・神戸マラソン2024
- ・「旧居留地レストランで秋のしらべを楽しむ会」
- ・神戸市民病院機構法人本部(11/26)・神戸市公立大学法人(11/28)と担当者交渉
年末手当2.35月分を12月10日に支給



2253 '24
(横組み 1840)
12/1

定価1部10円(組合員の購読料は組合費に含んでいます)

神戸市中央区磯上通4-1-6 神戸市職員労働組合
発行人/黒田 崇 / 編集人/村上敏光 / ☎078-595-6200
メールアドレス kobe4449@kobeshisyokurou.com

育児部分休暇の新設提案

対象期間が小学校3年生までに拡大

11月21日市労連は、山川行財政局給与課長をはじめとする当局代表と小委員会交渉を行いました。この交渉で当局から、制度改善要求に対する回答として、「育児部分休暇の新設」の提案がありました。提案に対し市労連は、持ち帰り協議することとしました。

提案内容は、市職労として要求してきたもので、11月7日の賃金確定闘争の最終回答の中で、当局から「小学校3年生までの拡大について具体的に検討をすすめている」とあったものです。

提案では、「育児部分休暇」の新設とあり、取得要件が小学校就学の始期から小学校3年生までの子を養育する職員が対象となっており、現在の育児部分休業と同じ内容の休暇制度となっています。

一方で、各種制度が充実しても、厳しい職場実態から取得することができないという声も多くあります。人員体制の確保など職場体制の充実が求められています。

引き続き、各種休暇制度の改善や職場改善に取り組んでいきますので、職場からの切実な要求を本部まで届けてください。

【提案資料】

育児部分休暇の新設について(案)

1. 概要

職員の仕事と育児の両立支援のため、小学校就学の始期から小学校3年生までの子を養育する職員が、1日を通じて2時間を超えない範囲内で取得できる「育児部分休暇」を新設する。

2. 制度内容

(1) 対象職員

正規職員、任期付職員、育児休業代替任期付職員、再任用職員

(2) 取得要件

小学校就学の始期に達する日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員

(3) 内容

正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲*で15分を単位として取得できる。

※分割(始めと終わり)も可能

※ただし、育児時間・介護時間・育児部分休業を取得している職員は、合計2時間を超えない範囲で取得できる。

(4) 給与の取扱い

・無給(育児部分休業と同様に取得実績に応じて減額)

・勤勉手当については、育児部分休暇の取得により勤務しなかった時間を日に換算して30日*を超える場合、全取得時間について7時間45分をもって1日と換算し、勤務期間から除算する。

※育児部分休業を取得した場合は、育児部分休業との合計で30日

(5) 手続き

申請は月ごとに行い、初回は取得予定日の2週間前までに、継続の場合は取得予定月の前月の給与支給日までに請求する。

(6) その他

他の休暇との併用等については、育児部分休業と同様とする。

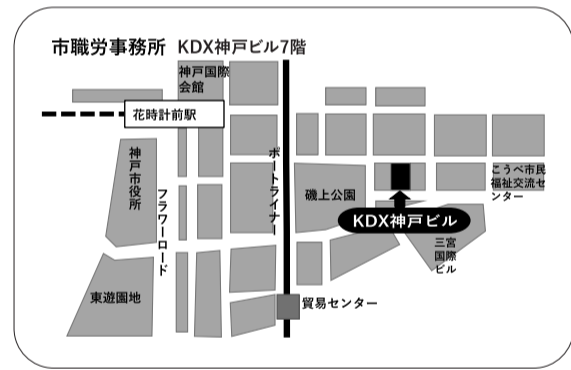
3. 実施時期

令和7年4月1日



市職労事務所の案内

| | | |
|-----|-----------|---------------|
| 直 通 | 代表・全労済・共済 | 078-595-6200 |
| | 会計 | 078-595-6201 |
| | Fax | 078-595-6204 |
| 内 線 | 執行部 | 971-6653・6656 |
| | 全労済 | 971-6652 |
| | 自治労共済 | 971-6651 |
| | 会計 | 971-6657 |
| | Fax | 971-6999 |



年末年始じろうマイカー共済の事故受付(通常業務と同様です)

○マイカー共済事故受付センター
0120-088-924

○故障・トラブル・レッカー等のロードサービスは全労済ロードサービスへ
0120-889-376



この秋、体調を崩し1ヶ月以上、公務も組合活動もお休みをさせていただきました。激痛で昼も何もできず、寝返りの度に目覚めるので夜もあまり眠れずの日々でした。仕事を休んでいる申し訳なさや日常生活が本当に戻ることの不安、外に出ず

人と話さないことなどでどんどん気分が落ち込む期間もありました。しかし、痛みの少ない時間帯や手術後の痛みが激減した頃には、積読になっていた本を読んだり、知人の僧侶の法話をYouTubeで見聞したり、忙しい日々ではできなかった学びもたくさんありました。法話や療養中の自身の体験から「当たり前」と言う

ことは当たり前ではないことを痛感しました。これまでの自分がいかに恵まれた環境にあったのかにも気付きました。振り返れば、日頃よく使っている様々な休暇制度をはじめ福利厚生制度や、気持ちよく働けている労働環境も当たり前ではなかったことが改めてわかりました。これまでの先輩方の組合運動でのご苦勞や

成果の「お陰様」ということがたくさんあります。これまで当たり前ではなかったこと、労働者の権利として勝ち取ってきたこと、これらのことをこれからも大切に守っていくことが私たち組合役員にとって大きな使命でも感じています。そして何よりも健康に働けていることにもっと感謝をしていきたいと感じました。

投稿募集

☆市職労への要望

☆身近に感じる疑問、矛盾、改善への提案 etc.

※教宣部まで

掲載させていただいた方には素敵な記念品を進呈!

き---り---と---り---線---

氏名()
所属()
匿名希望 有・無
ペンネーム()



市職労

若い世代の交流会

11月27日、コロナ禍で交流会・懇親会などの交流ができなかった若い世代の交流会を開催しました。当日は、役員を合わせて約60名が参加し、テーブル対抗クイズ大会やビンゴ大会で盛り上がりました。

参加者からは、「楽しかった。また開催してほしい」

や「もっと早く開催してほしい」などの声が寄せられています。



神戸マラソン2024

沿道からランナーへ声援を送る!

11月17日、神戸マラソン2024が開催され、市職労は今年も約50名で、沿道整理やランナーサポートなどのボランティアを行いました。ボランティアには山口市職労3名、神戸観光局労組から5名が一緒に参加しました。

当日は、出発地三宮は雨からはじまり、塩屋駅付近は晴天、マラソンには暑すぎる状況でしたが、疲れの見えるランナーに声援を送りながらそれぞれの持ち場でボランティアとして活躍しました。

参加者からは「ランナーの方から「ありがとう」と言ってもらえたりして、やってよかったと思えた」「久しぶりの参加でした。さすがに疲れましたが楽しかったです」などの感想が寄せられました。



「旧居留地レストランで秋のしらべを楽しむ会♪」 美味しい料理、美しい音色に癒される!

11月21日、青年女性部企画として、「旧居留地レストランで秋のしらべを楽しむ会♪」を開催しました。

当日は、50名以上が参加。おいしい料理でお腹を満たしながら、バイオリンとピアノによる演奏会の音色に癒されて、和やかな雰囲気となりました。今後もみんなで楽しめる企画を考えていきます。



神戸市民病院機構法人本部(11/26)・ 神戸市公立大学法人(11/28)と担当者交渉 年末手当2.35月分を12月10日に支給

【神戸市民病院機構法人本部担当者交渉】

11月26日、市職労は、筒井総務課長をはじめとする法人本部代表と担当者交渉を行いました。

冒頭、総務課長から、「機構の経営状況について、2023年度決算で機構全体の経常損益は約44億円の赤字、令和6年度も同様に大幅な赤字を見込むなど非常に厳しい経営状況にある」と機構の経営状況について説明がありました。

しかし、経営状況が厳しい中でも年末手当については、2.35月分を12月10日に支給するとの回答を引き出しました。

給与改定については、給料表(6)及び神戸市派遣職員については、令和6年度



の改定について神戸市と同様の改定とすることの考え方が示されました。(給与改定に伴う差額支給は、令和7年1月20日)

給料表(2)(3)(4)については、令和6年4月に今年度分の給料表の改定を実施しており、令和7年度の改定については、国立病院機構の改定状況を踏まえ改

めて回答するとの考え方が示されました。

回答に対し、市職労は、給与改定分の差額支給が越年となっていることが続いており、来年度以降の改善を求めました。また、給料表の(2)(3)(4)については、できるだけ早期に回答するよう求めました。

【神戸公立大学法人本部担当者交渉】

11月28日、市職労は、増田課長をはじめとする法人本部代表と担当者交渉を行いました。

交渉では、法人・大学における財政状況について、「神戸市からの運営費交付金が大幅に減額となり、来年度の市の予算編成においても、依然として厳しい対応が見込まれる」としながらも、年末手当の引上げ・給与改定については、教職員の期待が大きいことも承知しており、要望の趣旨に答えるよう検討を重ねてきたとの説明のあと、「一時金について、神戸市に準じた改正として、12月10日に2.35月分を一括支給する」との回答を引き出しました。

給与改定については、

「原則は市に準じた改正を行いたく検討をしているが、来年度の市からの運営費交付金の交付額等、法人の財政状況を踏まえ、改めて回答する」とどまり、継続協議となっています。

また、「学内審議に時間を要するため、給与改正を行う場合においても差額精算は3月とする」とことや、「休暇制度についても、市

に準じた取扱いとしてきており、市の決定を踏まえ検討したい」との考え方が示されました。

回答に対し市職労は、給料表等、今回示されていない部分について、できるだけ早期に回答することや、差額について越年となっていることが続いており、来年度以降の改善を求めました。

